

仙土第692号

令和3年7月1日

〒983-0833
宮城県仙台市宮城野区
東仙台3-12-48
エスビルド(株)

椎名 昇 様

宮城県知事

村井 嘉浩



分割の認可について(通知)

令和3年5月25日付けで申請のあった分割については、建設業法第17条の2第3項の規定により、下記のとおり認可したので、通知します。

記

許可番号
許可の有効期間
建設業の種類

宮城県知事許可(般-3)第17215号
令和3年7月1日から令和8年7月1日まで

建築工事業
鋼構造物工事業

とび・土工工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和8年6月1日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

仙土第1243号
令和4年8月22日

エスビルド(株)
代表取締役 五十嵐 丈博 様

宮城県知事 村井 嘉浩



建設業の許可の取消しについて(通知)

下記に掲げる一般建設業の許可については、建設業法第29条第1項第4号の規定により、令和4年8月22日付けで取り消しましたので、通知します。

記

許可番号	宮城県知事許可	(般-3)	第17215号
許可年月日	令和3年7月1日		
建設業の種類	建築工事業		

(教示)

この処分不服のあるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。)。また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分を知った日(当該処分につき異議申立てをした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に県を被告として(訴訟において県を代表する者は県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。